

仕様書

1. 件名

令和6年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（市場メカニズム交渉等に係る国際動向調査）

2. 事業目的

2021年11月のCOP26において、パリ協定の下での市場メカニズムに関する実施指針が合意され、今後多くの国や企業が脱炭素化を志向する中、市場メカニズムの活用に向けて活動や取組を活発化することが予想される。

我が国の二国間クレジット制度（JCM）も、2050年までにカーボンニュートラル、2030年までに2013年比46%削減、という国としての野心的な目標を掲げる中、2030年までの官民累積排出削減量で1億トンを目指すことが、地球温暖化対策計画に明記された。今後、環境十全性と持続可能な開発に配慮しながら、パートナー国の拡大、対象案件の大規模化、民間資金の活用を含む制度運用の柔軟性向上等の改善を図っていくことが喫緊の課題である。

こうした課題の解決に向けては、海外でのパリ協定の下での市場メカニズムの活用状況やルールの実施状況等について、関連する会議に参加すること等により、情報を収集することが重要である。

本調査は、パリ協定の下での市場メカニズムの活用状況やルールの実施状況等に係る情報を収集することで、今後の我が国のJCM等市場メカニズムを活用した地球規模の温室効果ガス排出削減への貢献を、パリ協定に整合しつつ、より効果的に推進するための示唆と提言を導出することを目的とする。

3. 事業内容

（1）国連交渉及び関連会合への参加

国連交渉及び関連会合に日本政府代表団の一員として参加し、議論をフォローする。この際には、国連の下での市場メカニズムに関する交渉の経緯（京都議定書の下でのCDM、JIなどの交渉の経緯や、パリ協定の下での第6条や第13条などの市場メカニズムに関連する議題の交渉の経緯・各国の立場など）を踏まえて、市場メカニズムに係る交渉に継続的に出席し長年の経験による豊富な人脈や知見などを有する人材が、日本政府の担当者に対し実質的助言を与える。

また、京都議定書の下に設立されたCDM理事会の議論においては、パリ協定下の市場メカニズムへのCDMのプロジェクトやクレジットの移管プロセスおよび移管後のプロジェクト並びに方法論の扱い等について、理事会での具体的な議論内容を、CDM理事会メンバー（理事または代理理事）の日本代表として選出された者あるいは日本政府から推薦され選出見込みのある者がオブザーバ参加することで情報を収集し、パリ協定の運用に与える影響等について日本政府担当者に対し実質的助言を与える。

令和6年度に予定されている関連会合は以下のとおり。

① 国連交渉会合

- ・第60回補助機関会合（SB60）

2024年6月3日（月）～6月13日（木） ドイツ（ボン）

(出張者は1名程度を想定)、宿泊期間は1泊1日程度を想定。

- ・第29回気候変動枠組条約締約国会合（COP29）関連会合
2024年11月11日（月）～11月22日（金） アゼルバイジャン（バクー）
(出張者は1名程度を想定)、宿泊期間は1泊1日程度を想定。

- ・CDM理事会（CDM EB）

第122回会合（CDM EB122）2024年5月29日から5月31日 ドイツ（ボン）

第123回会合（CDM EB123）2024年11月6日から11月8日 ドイツ（ボン）

第124回会合（CDM EB124）2025年3月中旬3日間程度 ドイツ（ボン）

(出張者は1名程度を想定)、宿泊期間は4泊5日程度を想定。

※ いずれの会合も例年の開催状況や事前に行われる非公式会合や打合せの実施を鑑み、前後1日程度の追加を考慮すること。

※ 上記日程、開催場所については現時点での想定であり、変更の可能性がある。担当課室と相談の上、柔軟に対処すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、会合がオンライン開催となった場合は、出張せずに国内から会合に参加することとする。

※ 担当課室と調整し、航空機、ホテルの予約、必要に応じてビザの取得等派遣にかかる所要の手続きを講じること。

② 上記以外の市場メカニズム交渉に関する会合

事業実施期間中に開催される各国市場メカニズム担当者が参集する市場メカニズム交渉に関する会合等への参加

- ・Umbrella Group 市場メカニズム交渉専門家会合（年6回程度、オンラインでの参加を想定）
- ・気候変動専門家グループ（CCXG）会合の市場メカニズムパートの議論（年2回程度、オンラインでの参加を想定）。
- ・ERCST市場メカニズム交渉専門家会合（年2回程度、1泊2日程度を想定。可能な限り、SBやCOPと合わせて対面での参加を検討する。）

上記①及び②の国連交渉及び関連会合への出席に当たっては、以下の要領での出席、文書の作成、報告を行う。気候変動交渉に特有の専門用語や各国事情の理解だけでなく、COPに政府代表団として参加した経験に基づく気候変動交渉に係る高い専門性、国際会議に対応できるだけの英語のコミュニケーション能力を備えた者が業務に当たることが望ましい。

A) 事前の会合資料の分析・対処方針に関する助言

会合への参加前に、UNFCCCのホームページに公開される関連資料等の分析を行い、政府としての対処方針協議に対応し、担当課室に対して助言を行う。

B) 会合への出席

会合では、担当課室の指示に従い、基本的には政府代表团と同じ日程・スケジュールで行動することとする。市場メカニズム会合等においては、各省庁からの参加者と連携・協議し、日本政府代表团として適宜発言する。交渉状況を判断し、必要な場合には至急担当課室へ連絡することとする。また、これまでの市場メカニズムに関連する国連での交渉の経緯・各国の立場についての知見など、高度な専門性を活用し、会合中に政府代表团に対し適宜助言を与える。

C) 日々の報告資料の作成

担当課室の指示に従い、会合期間中に随時、市場メカニズム分野等の交渉動向について報告資料を作成する。報告のタイミングは、現地時間翌日朝を目安とし、関係者に共有する。

D) 出張による調査・検討の進め方

受託者及び外国政府、国際機関との間で調査・検討を行う場合、関係者間で時間を調整し、上記(1)中の機会を活用するなどして出張を束ね、効率的に議論の場を整えること。相手先の日本への出張機会、電話を用いた会議手法を用いるなど、効率的な会議手法を採用すること。

(2) 市場メカニズムの動向に関する調査

国際的ボランティア・オフセットの概観・動向等に係る情報収集及び関連文書の分析等を随時行う。特にCCUSや森林分野における、ボランティアクレジットのプロジェクト開発動向、クレジット発行量、取引動向(価格の試算含む)、民間イニシアティブ動向等について、公表情報を中心に調査し、報告する。

(3) 6条実施パートナーシップの実施支援業務

COP27で世界の温室効果ガスの更なる削減に貢献していくため、パリ協定6条ルールの理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援する「6条実施パートナーシップ」が立ち上げられた。今後、同パートナーシップの下で、政府承認等を含む体制構築に向けた優良事例の共有や、6条報告に関する相互学習や研修等を行っていく。同パートナーシップでの議論は、6条交渉にも大きな影響を与えるため議論をフォローし、報告する。必要に応じて、我が国が市場メカニズムの国際的な議論に貢献するための戦略的インプットを考察する。

(4) アジアにおけるカーボンクレジットに関する国際会議の運営業務

国内カーボンクレジット市場構築に向けた取組等の情報共有と今後の協力可能性の議論を目的とした国際会議を、環境省と共催する。開催方式は、原則として東京での対面形式を想定する。対象は、アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)パートナー国の参加国を基本とし、各国からJCM事務局やカーボンクレジット・パリ協定第6条交渉などを担当する政府関係者2名程度を招聘する。

本提案書の提出時点でのAZECパートナー国は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、の10ヶ国。

開催場所は、国内のホテル等の会場（最大50名程度の会議場、および事務局用控室2部屋を想定）とする。開催時期は、7月上旬～9月上旬を想定するが、詳細は地球環境対策室と協議のうえで決定する。開催期間は2日間を想定し、全体会合での参加者からの発表と議論を想定する。両日とも、日本からの発表の他にカーボンクレジットに関する取組みを行う国や関係機関からも発表を依頼する。

招聘者に対する各種手配は環境省と分担し、各国1名程度、基本3泊4日を想定し、航空券クラスは原則エコノミーとして局長級以上をビジネスクラスとする。運営に係る各種機材（音響・映像等）は、その設置・操作も含めて手配すること。また、会期中の食事は、レセプションを1回、ランチおよびコーヒープレークを各2回程度行うことを想定する。

会議運営にあたり、担当課室ならびに関係省庁、関係機関との連携を図り、また会議の議題や登壇者に関して各国状況や炭素市場動向等を踏まえた助言を行うこと。会議への招聘に際して、関係国との事前協議を担当課室と連携して行うこと。

4. 報告書の作成

上記の内容を踏まえ、担当課室の指示に従い報告書を作成する。

報告書は日本語版で作成すること。

5. 事業期間

委託契約締結日から、令和7年3月31日まで。

6. 成果物

- ・調査報告書電子媒体（CD-R） 1式
- 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。
- ・調査報告書電子媒体（CD-R） 2式（公表用）
- 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
- セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

▶ 公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。

◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。

◆EXCEL 等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記 URL から行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

7. 成果物の納入場所

経済産業省 産業技術環境局 地球環境対策室

8. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

「情報セキュリティに関する事項」

以下の事項について遵守すること。

1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の

許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保

されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS (SSL) 化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

9. 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式1を契約前に提出し、担当課室の同意

を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。